

仙北市実証実験サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、最先端技術の導入による地域課題の解決を図り、市民生活の質の向上につなげることを目的とし、仙北市内で近未来技術を活用した実証実験を行う者に対して、予算の範囲内において交付する仙北市実証実験サポート補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 近未来技術 自動車の自動運転、無人航空機及びA I、I o T等の情報・通信に関する新しい技術の総称。
- (2) 実証実験 仙北市内において近未来技術を活用し、実用化に向けて検証を行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、仙北市近未来技術実証ワンストップセンターが窓口となり実証実験を行う企業、大学、研究機関等とする。

(補助金の補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象経費は、実証実験取組年度内において補助対象者が負担する経費のうち、別表に定めるとおりとする。

(補助限度額)

第5条 補助限度額は、10万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に、仙北市実証実験サポート補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、仙北市実証実験サポート補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、仙北市実証実験サポート補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第8条 申請者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ仙北市実証実験サポート補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、仙北市実証実験サポート補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業が完了したとき、仙北市実証実験サポート補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は、事業完了の日から30日を経過した日、又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、仙北市実証実験サポート補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条により補助金の額の確定を受けた者は、速やかに仙北市実証実験サポート補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第13条 補助事業者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象経費区分	内 容
交通費	実証実験を行う者の勤務地から仙北市までの交通費往復分。 社用車等の車両での往復の場合は高速道路利用料及び燃料費の実費相当分とする。 ※燃料費実費相当分の計算式 走行距離(km) ÷ 燃費(km/ℓ) × 1ℓあたりのガソリン価格(円/ℓ) (それぞれの数値の算出根拠の例) ・走行距離：地図情報サイトで計測した距離 ・燃費：自動車情報サイトで車種ごとに公表されている燃費 ・ガソリン価格：ガソリン価格調査機関が公表する価格
宿泊費	実証実験を行う者の仙北市内宿泊施設への滞在費。 ただし、仙北市内での実証実験を行う日程に限る。
機材等運搬費	実証実験で使用する機材等の運搬に要する経費。
機材等借上料	実証実験で使用する機材等の借上に要する経費。
その他附帯事務費	実証実験を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該実証実験のために使用されることが特定・確認できるもの。